

結集！しまねの子育て協働プロジェクト推進委員会設置要綱

（設置）

第1条 島根県では、地域住民が積極的に子どもの教育や子育て支援に関わる環境づくりを進め、学校・家庭・地域住民が連携する仕組みを作るため、結集！しまねの子育て協働プロジェクト（以下、「プロジェクト」という。）を実施する。この事業が円滑に実施されるよう結集！しまねの子育て協働プロジェクト推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- （1）プロジェクトの事業推進に係る協議・検討
- （2）プロジェクトに係る事業の評価
- （3）プロジェクトに係る市町村への情報提供及び助言・提案
- （4）プロジェクトに係るその他必要な事項に関すること

（組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる者を委員とする。

- 2 この会に、委員長1名、副委員長1名を置く。
- 3 委員長は、委員の中から互選する。
- 4 副委員長は、委員の中から互選し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。
- 5 委員会の議長は、委員長が務める。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員の欠員により選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、島根県教育庁社会教育課に設置する事務局において処理する。

- 2 事務局長は、島根県教育庁社会教育課長が務める。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

（平成30年4月1日一部改正）